

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行います。

令和6年10月8日

公益財団法人かがわ産業支援財団
理事長 近藤 清志

1 入札に付する事項

(1) 工事名

RIST かがわトイレ等改修工事

(2) 工事の内容

RIST かがわトイレ等改修工事仕様書による

(3) 工事の場所

香川県高松市林町 2217-43 RIST かがわ

(4) 工期

契約締結日から令和6年12月18日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要する

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

入札参加を希望される者は、令和6年10月8日から令和6年10月15日まで（午前8時30分から午後5時まで）に、次の場所に出向き、入札説明書の交付を受けてください。

郵便番号 761-0301

香川県高松市林町 2217-43 RIST かがわ内

公益財団法人かがわ産業支援財団 地域共同研究部 研究管理課

電話番号 087-869-3440 FAX 番号 087-869-3441

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和6年10月22日午後5時までに3に

示した場所に対し文書で行うこと。(文書はFAXも可とする。)

回答は、令和6年10月24日午後5時までに、本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にFAXで送付する。

5 入札及び開札を行う日時及び場所

令和6年10月29日(火)午前10時

RIST かがわ1階 会議室

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否

否とする

7 入札保証金及び契約保証金

要しない

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年度香川県建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 入札公告日から落札者決定の日までの間に、香川県建設工事指名停止等措置要領(昭和59年香川県告示第456号)による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 香川県内に拠点となる営業所等を有すること。

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び8の(1)から(7)の要件を満たすことを証明する書類等を令和6年10月15日午後5時までに、3に示した場所に提出しなければならない。

提出された書類の審査の結果は、令和6年10月18日午後5時までにFAX等で通知する。

10 入札の無効

以下各号に掲げる場合における入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

①委任状を持参しない代理人のした入札

②本公告に示した入札参加資格のない者がした入札

(2) 入札者等が談合して入札したと認められる場合

(3) 入札に際し不正の行為があった場合

(4) 入札者等が同一の入札について2以上の入札をした場合

(5) 入札書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明である場合

(6) 入札書の金額を訂正した場合

(7) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書等で指示した条件及び契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した場合

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

当財団が決定した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって、有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 契約締結の期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

詳細は、入札説明書による。